HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	「障害児相談支援を行っている支援者へのヒアリング調査」の報告 ： 相談支援専門員へのヒアリングから障害児家族が利用している支援を捉える
Author(s)	熊谷, 良介
Citation	教育福祉研究, 29, 49-60
Issue Date	2026-01-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/99009
Type	departmental bulletin paper
File Information	006-0919-6226-29.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

【調査報告】

「障害児相談支援を行っている支援者へのヒアリング調査」の報告 ―相談支援専門員へのヒアリングから 障害児家族が利用している支援を捉える

熊　谷　良　介

1．はじめに

本稿では障害児家族への相談支援を行っている事業者を対象に実施したヒアリング調査の報告を行う。この調査は障害児家族が抱える困難や負担に対してどのような支援が用意され、そこにどのような課題があるのかを相談支援専門員へのヒアリング調査から把握することを目的としている。障害のある子どもを育てる上での困難について考えていくためには、障害児家族がどのような支援を利用しながら子どもへのケアを行っているのかを把握する必要がある。今回の調査を通じて相談支援事業の支援者として障害児家族の抱える困難をどのように認識し、それに対してどのように支援の計画を立てているのか、地域によってその特徴や難しさにどのような違いがあるのかを考える。障害児相談支援において、子どもの「気になる」から始まる相談支援実践から、どのように家族の生活困難、経済的困難、就労における困難の把握に至るのか、障害児家族が利用できるサービスのコーディネートの地理的な難しさをどのように認識しているかに焦点をあてる。

2．本調査の目的と背景

本調査は、障害児家族の子育てと貧困との関係について検討する調査研究の一環として、障害児家族がどのような支援を利用できているのか、障害児家族からの相談に対応し、必要な支援へとつなげている相談支援専門員の視点から捉えることを目的としている。

我が国の子どもの貧困対策において、学業達成による貧困脱出戦略の強調が見られる。このことは、障害をもつ子どもを子どもの貧困対策に関わる政策の枠外におくこととなる。しかし障害を持つ子どもはケアが必要なタイミングが多く、それへの家族の対応には経済的資源、時間的資源、就労機会の制約を伴うことがある。こうした制約は家族の貧困リスクとなりうる。障害児家族においては、子どもに対して気に掛けなければいけない点が多く、その分ケアの比重が大きいことで、ケアと就労の両立に困難を抱えやすい。障害のある子の保護者は就労するための制約を抱える中で、家計状況を改善するために就労を増やすことも難しく、費用負担を想定して計画的に働くことも難しいと考えられる。

障害のある子どもとその家族の生活について、家族が居住している地域の医療、福祉サービス、教育の状況によって、家族によるケアの実践および就労の可能性が規定される。かかるコストについては、障害児の場合、子どもの早い時期から一定のコストが発生し、それが長期間にわたり発生するという特徴がある（田中 2020）。サービスの整備が不十分な場合、子どもの家庭での生活時間が増えることとなる。また、障害の程度が軽度の場合、提供されている福祉サービスとのマッチングに難しさがあるとも指摘されている（黒田等 1999、津止等 2004、丸山 2011b、西村 2018）。子どもの年齢によって地域における福祉サービスの供給状況も異なり、障害の種類や程度だけでなく、子どもの年齢によってその地域で生活するための

コストは変動することとなる。

また、サービスの供給自体だけでなく、サービスを提供する人の価値観も不利や困難に関係する。子どものケアを担う存在として親役割が強調される場合、親自身が働くことや自分のために時間を使うこと、サービスの利用に葛藤を抱えることが考えられる（田中 2020、藤原 2015）。複数のサービスを受けることが想定される障害児家族においては、それぞれのサービス事業者から、多様な視点からの声掛けを親自身が受け止めなければならず、葛藤も少なくない（丸山 2011b、2015）。

障害児家族の就労とケアの両立の実践については、インフォーマルなサポートの影響も大きい。きょうだいがいる場合は、きょうだいの生活への影響も大きい（戸田 2012、広川 2012、田中 2012）。祖父母による手助けが親の子どものケア以外の時間の分配に影響を与えるが、祖父母の老化にともなうケアニーズの増加にも対応が必要になり、手助けをしてもらった場合、心情的にも家族が担う選択をとらざるを得ない場合もでてくる（丸山 2013a、小木曽 2014）。

子どものケアニーズが高く、追加的ケアの必要がある障がいのある子どもがいる世帯[1]の子育てと貧困との関係について、所得確保のための就労の状況と子どものニーズに対応する子育ての状況の双方を捉える必要がある。家族員以外に子育てを委ねることができる社会福祉サービスが多様化し、障害児支援制度も包括的に整備されてきているが、一方で家庭においてすべてのケアを外部化することはできない。働くということは常に子育てと両立することであり、就労とケアの価値を等しくとらえる形で議論を展開する必要がある。

今回の相談支援員へのヒアリング調査は、支援を提供する側の視点から、障害児家族が利用している社会福祉サービスを捉えることを目的としている。本調査により、障害児家族の就労とケアの両立の実践を理解するにあたって、そもそもどのようなサービスが提供されているのかを把握するものである。

なお、本調査は「科研基盤研究（A）子ども・子育て家族の貧困と政策・実践：「包括的最低限保障」の構想のために（研究代表者：松本伊智朗）」における、プロジェクトの一部として実施したものである。

3．調査概要

本調査は、障害児相談支援事業を実施している事業所の相談支援専門員を対象にヒアリング調査を実施したものである。調査協力を依頼するにあたり、札幌市基幹相談支援センター「さっぽろ地域づくりネットワーク　ワン・オール」および北海道相談支援員交流会[2]に調査趣旨を説明したうえで、調査協力を依頼する事業所の選定および調査依頼の協力をしてもらい、10の事業所から13名の相談支援専門員に調査を実施した。調査期間は2025年2月から8月の期間で実施した。調査方法は調査協力者との対面で実施し、ほとんどは調査員との1対1のインタビュー形式で実施したが、一部グループインタビュー形式で実施している[3]。

調査協力者の情報は表1にある通りである。事業所のある所在地は、札幌市（5事業所）、芦別市（1事業所）、旭川市（4事業所）の3地域である[4]。相談支援の経験年数を見ると10年以上の経歴のある職員が多くなっている。相談支援専門員以前の経歴を見るとすべての職員が障害児・者に関わってきた経験を持っていたが、専門の領域としては障害福祉だけでなく、教育、医療、心理と様々であり、1名は専門職としての関わりではなく障害児家族当事者としての経験を有している職員も含まれている。

調査では、これまでの職務経験、相談において障害児家族の生活における経済的または時間的な困難を感じたこと、保護者の就労に関する相談の有無とその対応、学齢期への移行に伴う家族の悩みとそれに対する支援について、子どもの将来的な社会生活への移行に関する悩みとそれに対する支援についてヒアリングした。その際、想定するケースを発達の遅れや発達障害のある子どもとその家族のケースと、対象を限定する形で以上の内

容について話をしてもらった。

なお本調査は北海道大学大学院教育学研究院における人間を対象とする研究倫理審査の承認を受けている。

表Ⅰ　調査協力者の情報

	所在地	経験年数	主な経歴
A-1	札幌市	10年以上	発達心理分野の心理職
B-1	札幌市	10年以上	居宅介護のヘルパー
C-1	札幌市	10年以上	養護学校の介助員
D-1	札幌市	10年以上	障がいのある子どもを育てる保護者、前職は社会福祉に関わらない一般職
E-1	札幌市	10年以上	医療ソーシャルワーカー
F-1	芦別市	10年以上	障害者施設の生活指導員、高齢者介護のケアマネージャー、放課後等デイサービスの指導員
G-1	旭川市	10年以上	放課後等デイサービスの児童支援員
G-2	旭川市	10年以上	デイサービスの職員及びヘルパー
H-1	旭川市	10年以上	療育施設での指導員
I-1	旭川市	1～5年	精神科病院での看護職、訪問看護
J-1	旭川市	5～10年	高齢者介護デイサービスの生活相談員
J-2	旭川市	10年以上	障害者向けグループホーム及び放課後等デイサービスの職員
J-3	旭川市	1～5年	小児の訪問看護

※G-1，G-2は同一事業所である。またJ-1、J-2、J-3も同一事業所である。

4．調査結果

以下、本調査の結果について報告していく。今回の報告では、「障害児家族の就労に対する相談支援」「学齢期における相談支援」「学校卒業後の社会移行における相談支援」の３点に整理して報告していく。

（1）障害児家族の就労に対する相談支援

今回協力してもらった事業所は行政からの委託相談を受けている事業所が多いことから、そうした事業所では相談につながった段階で保護者の心身の状態が不調であり、働くことに難しさのあるケースが少なくない状況も見られた。

B-1　ちゃんと統計とか取ったことないんですけど、肌感なんですけど、あの非常に生活保護世帯が多いんですよね、相談に繋がる方々っていうのが、・・・ベースは非常に生活保護世帯、低所得層っていうところが多いので経済的には苦しいだろうなっていうところが、むしろベースにあるというか。

E-1　私もこのお話を伺って、まあ、あのこれまで関わってきたその子どものご相談ケースを思い浮かべると、圧倒的には片親の、お母さんですよね。母子家庭のご家庭が多いから、でかつ障害をお持ちのお子さん抱えているので、フルタイムで働くのが大変で、イコール生活保護っていう世帯が多いなと思うのと。あとまあ委託っていう相談所だから言えるかもしれませんけど、お母さん自身にもはやっぱり障害があるとか、ちょっと生きづらさがある、障害までではないけど生きづらさがあるという世帯が本当に多いので、そうするとまあイコール働きにくくて、経済的には生活保護を、ていうような世帯が多いので。

支援の途上で生活保護を受給するというケースについては、相談支援事業所という特性上、就労に対する支援に関して相談支援専門員として関わりが多くはないという場合も見られた。

F-1　あまり相談を受けてなく、お子さんの相談員なので、別の機関につなげたり。保健師や

放デイ事業所と保護者の話の中で話題になることが多く、そこからハロワや生活困窮者支援につなげることが多いです。・・・あと、関係性も大事なので、外から見ると障害あるなと思っても、受容ができていなかったり、関係性を作って、福祉的な相談は受けて、就労については生活困窮のほうにつなげて、そちらに相談してもらって。・・・保護者にも障害があり、受容している場合は就労系の事業所を紹介したり、見学に同行したりします。

一方で、子どものニーズが高い状況のなかで生活保護の受給を積極的に活用して生活の立て直しを図ることを提案する場合も見られた。

D-1　本当に今質問されて気づいたんですけど、私ほとんどのケースを生活保護の申請を進めているんですね。・・・大抵障害児を育てている親御さんって、公共交通機関を乗るのも大変、それで乗るのも大変という方がほとんどなので、お母さんたちの方でもうダメだってなって相談に来る場合が多いからかな。

この場合、生活保護を受給した場合の生活と受給しなかった場合の生活のシミュレーションを保護者と確認し、決めてもらうという。選択しない場合もあるが、生活保護を受給せずに生活をしていく中で途中で改めてもう限界だと感じた場合、改めて生活保護を提案していた。このように、子どもの発達保障のために就労とケアの両立の部分でケアの比重を高め、子どもの状況が落ち着くことを優先するような提案をする場合も見られた。

D-1　生活保護を受けたとしても、健康面だとか、育児の不安が軽減すると、子どもも元気になって、お母さんも元気になるので、あのゆくゆくちょっと大きくなってからのお母さんの本格的な就労が見込めるんで、かえって見込める場合があるので、いや、そのままずっと生活保護という方もいますけれども、あの本格的に回復して、あの、最終的にはあのフルタイムで働けるようになって、生活保護を切るっていう方も結構いらっしゃるのでね。

また、生活保護の受給について、家族の状況を説明するために申請に同行支援をしている場合も見られた。

H-1　（生活保護を申請するのを手伝ったケースは）何ケースかありますね。ついていって、保護課までついていって。っていうのは生活保護を申請するんだけども、障害のある子どもを育ててるよっていうことを、ケースワーカーさんに鑑みてもらわなきゃいけないので。で、その説明を自分できちんとできるお母さんとできないお母さんもいるし、あとなんか我々みたいなものが付いてた方が、説得感が増すっていうのもあったりだとか。

旭川市の場合、公共の交通手段が乏しく、子どもの通院にも車の有無がその家族にとって死活問題となる。旭川市では生活保護受給における車両保持許可もなされており、その許可をとるためにも同行支援することがあるという。

生活保護を受給することで、どうしても公的サービスが乏しく、有償サービスを利用しなければいけない場合や、低額であっても自己負担部分の支払いが難しく滞納してしまうケースも見られるという。

B-1　（生活保護の受給ケースでは）お子さんに発達課題があったときに制度の範囲内でサポートできれば基本的に利用料無料なのでやっぱ一定程度大丈夫かとは思うんですけど、制度では賄いきれない部分をサポートして欲しいってなったときはどうしても有償のサービスとかも繋がらなきゃならなくなるとそうなってくると払えないからとか、あとはそうですね制度のものでも、短期入所であったり、児童デイサービスを利用するってなっ

たときには実費はかかったりするのでその分も払えなくて結局滞納になったりとか滞納になると利用が契約解除になったりとか、継続して使えないっていうようなことにもなってくるので、そういったところの経済的な負担感とか、やりくりが苦手な親御さんたちもたくさんいるので、そういったところの課題もあるかとは思うんですけれども、経済的なところではそういう部分あるかなと思います。

そもそもトワイライトやショートステイといった一時預かりの支援は、支援自体は制度的に用意されているが、利用できる事業所は限られているのが現状である。B-1 の事業所のある地域では夜間に働いている利用者が多く、その場合子どもの預け先も限定される。札幌市の場合ほぼ満床であり、思ったように使えない状況とのことである。また夜間保育やベビーシッターを頼んでというケースもあるが、子どもの発達の特性が強く出てしまう場合、対応しきれないということで継続的な利用に至らないこともあるという。

所得が生活保護基準を上回っている世帯においても、経済的に余裕があるわけではない話も出されていた。また、サービス利用料の自己負担額が満額の 37,200 円となる所得額の世帯の場合、負担できないと判断してサービスの利用を制限する場合も見られている。

E-1　生活保護までいかないけど非課税のおうちで、本当にギリギリ物価高とかもありますけども、保護まではいかないしとか、けど話を聞いたら生活保護の人よりちょっと苦しいぐらいの生活してるっていう世帯は本当に増えてるなっていうふうな印象を持ちますね。

F-1　事業所利用料が上限となる家庭もあり、事業所をたくさん利用したいけど控える家庭もあります。・・・長期休暇期間だけ事業所を利用したり。

以上、障害児家族の就労について、発達上の特性のある子どもの子育てにおいて就労の調整が必要な場合や、保護者自身に健康状態の不安がある場合には、すでに生活保護を利用したうえで生活を整えている様子が見られた。しかし、それでもサービスが十分に利用できない状況も残されていることも確認された。一方で生活保護を受給していないケースにおいても、利用料の自己負担が足かせとなり子どものニーズとは別の理由でサービスの利用を控える状況があることも明らかになった。児童発達支援や放課後等デイサービスといった事業は子どもの発達ニーズに対応した事業ではあるが、家族にとって子どもの預かりニーズを満たしている側面も無視できない。その意味では、所得のために働いているのに、子どもを預けるための負担が重く利用を控えるがために、親の就労と子どもの養育環境の双方にとって望ましくない状況に陥ってしまう可能性が示唆された。

（2）学齢期における相談支援

子どもの学齢期への移行に伴い、子どもの預け先とともに子どもの家庭外の過ごし先も変わっていく。乳幼児期であれば、保育所等を活用することで子どもを預ける時間帯も保護者の勤務時間帯にある程度併せて利用することが可能である。また児童発達支援と保育所を併用できるようにもなっており、障害のある子どもを育てながら働く時間を捻出できるようになってきている。しかし、学齢期になり子どもが学校に通うようになると、登下校の時間は保護者の就労時間に関わらず設定されるようになり、学校の長期休みにも対応する必要が出てくる。その中で放課後等児童健全育成事業の整備が一層進められてきた。障がいのある子どもについても、子どもの放課後保障として放課後等デイサービスが量的に拡大してきた。

本調査においても、放課後等デイサービスを利用して就労している利用者のことが語られていた。芦別市においては放課後等デイサービスの事業所が市内にできたのが令和 4 年のことで、それまでは利用するためには車で 35 分ほどかけて近隣の滝川市まで行かないと利用できないという状

況であった。現在は市内に２つの事業所があり、子どもの個別の発達ニーズに対応している事業所と、比較的家族の預かりニーズに重きをおいた事業所があるとのことで、子どもと保護者の状況によってそれぞれの事業所を提案している状況であった。しかし、放課後等デイサービスだけではデイサービスの子どもの帰宅時間に終業時間が間に合わず、地域の学童保育と併用する家庭もある。このように複数のサービスを活用することが可能であるが、自宅住所が学童の所在地と離れると利用は難しいという実態も語られた。

F-1　放課後デイが17時までで、そこから学童に18時までというような使い方をされている方もいます。・・・学童は近居であれば使えるけど、家が学校から離れると難しくなりますよね。（学童保育は学校で開設されている）

学齢期においてニーズの高いサービスは放課後等デイサービスだけでなく、子どもの登校支援もよく話題にあげられていた。その内容としては、ニーズが高いけれどもサービスの供給が需要に対してかなり少ないというものである。札幌市においては障害者総合支援法に基づいた地域生活支援事業の移動支援にあたる札幌市移動支援事業[5]が展開されている。この事業を利用するためには子どもと親双方に要件はあるが、要件さえそろえば登校に移動支援を活用することが可能となる。しかし、サービスを利用したいとなっても提供することが難しい現状があることが語られた。

A-1　相談室で感じる感覚としては制度は整っている部分ではあるけれども、ハード面が提供できるところが少ない、とかもう既に他の方たちを受け入れてしまってるので新規は難しいということが多いのと。あとはもう事業所の、多分経営的な部分もあるんですけど、その移動支援の、その車両を伴うものっていうのは事業所としてそんなに正直、お金にあまりならないんですよね。なので１人１人車両を出さなきゃいけないってなると、お金には、事業所としてはならないっていうところなので、ハードとしてニーズが高いから積極的に事業所として、どんどんそこの部分の足りてないところをやっていきましょうっていうふうには、事業所の人たちならないっていうところがあるので、その辺りは課題だなと思ってるところですね。

居住している地域の特性も含めた移動支援の難しさも確認された。駐車できる場所が乏しい地域では、駐車場代を事業者と利用者で折半するような交渉があったり、利用者自身が近隣の比較的安いコインパーキングを探したりといったことがあるとのことであった。

B-1　ヘルパー調整はこれは全市的な問題で、自立支援協議会でも取り扱いはあるんですけど、もう本当に足りないんですよね、プラスその地域特性でいくと、これはこの地域結構ならではって言われるんですけど、ヘルパーさんは車移動するときに、コインパーキング来客用の駐車場があるようなマンションってないので、かつその路駐とかもできないところも多いので、・・・コインパーキング代がべらぼうに高いっていうところが、これはもう課題なんですよね。下手したらもう日中帯だったら上限ないようなとこもあったりするので、そういうとこに止めちゃうともう大変なので。もう利用者さんが、前あったのは、歩いてどこが一番安いかを調べて、ヘルパーさんに伝えてあげたりとかっていうことはあったり。・・・結構事業者さんと本人さんとで相談をして、駐車場代を折半させてほしいとか、そういうやり取りはもう今最近は多いかなとは思います。

一方で旭川市の場合、移動支援における通学での利用が難しい現状が語られた。

G-2　旭川に関しては、通学に関する移動支援を認めないというような、一律で条件がでているんです。で、それにどうしても本当に家庭状況だったり、個々の状況によって、そこに支援がなければならないっていうことがあった場合については、自立支援協議会の方にケースを事前に提出して、その自立支援協議会の中で、通学に、要は恒常的に通学支援を認めるか認めないという決定を、毎年、1年ごと決定を受け、承認されたら初めて利用できるのですが。だからそこには大きなハードルがあって、家族、親に疾患があれば、親の診断書､意見書ももらわなければならないし、移動支援の事業所も事前に見つけておかなければならないし。さまざまな要素を含まなければ、恒常的な通学での利用を認めないというふうになっているので。

決して子どもの通学における支援ニーズが低いというわけではない。学校までの距離が遠い場合もあり、通学に関するニーズは決して低いとは言えない状況のなかで相談支援を行っていた。

G-2　難しいのは旭川、地域の小学校、徒歩で行ける圏内ならまだしも、養護学校だった時のスクールバス問題とか、学校までの遠すぎだよっていうところが､これはもう本当に支援、車のない人だと､通学できないってところが。スクールバスも保護者じゃないと乗せられないとか、あのなかなか、なかなかハードルが。・・・通学の相談系は困ったなって、いつも思って。

地域生活支援事業の移動支援は実施している市町村の裁量に基づいており、そもそも地域の制度的に利用が難しいという状況があることが語りからもわかる。また、先に見たように、制度的に利用が可能な地域においても、事業所が実施するには負担が大きい事業となっており、供給が難しいという側面もあることが分かる。子どもの通学に対する支援のニーズに対して十分な手立てがない中で、家族が対応せざるを得ない状況が示唆された。

（3）学校卒業後の社会移行における相談支援

学校を卒業し、教育機関から社会へと移行する段階においては、同居を継続するケースとグループホーム等の活用も含めて実家を離れた生活を始めるケースが想定でき、相談支援でも両方の相談がなされているようである。その際は、卒業のタイミングで同居を継続するか否かの判断をするだけでなく、卒業後同居を継続したうえで、その後独立するタイミングを相談されるケースも見られる。

E-1　高校卒業後のご実家から、何か仕事に行くなり、作業所に行くってお子さんもいれば、高校卒業を機にもう住む場所自体変えたいので、そこから含めて相談に乗ってほしいっていうケースも最近は少なくないかな。こう高卒を機におうちも出てもらうみたいなご相談は毎年、年明けぐらいにはコンスタントの数受けてますね。・・・親子関係によっては、なんだろう、できるだけこう親子離れてた方がいいから、学校から帰ってくるより就労の方が早く帰ってきちゃうから。これを機に家を出した方がいいのかなみたいな相談もあります。あと家を出すタイミングはいつぐらいがいいんだろうかとか、ここがいいのかまあ20歳を待つのがいいのかとか、そういうご相談は、ありますね。

E-1で話されているように、高校卒業後の選択肢の一つとして就労継続支援B型等を利用する場合、15時には通所が終わり16時前後には帰宅することになる。そして家に保護者が不在の場合、一人で留守番をする時間が学校のころよりもさらに長くなることとなる。また、交通手段の問題で送迎まで必要になる場合もある。

C-1　障害者枠での就労を目指してたりとか、A

型に毎日行けるような人はこの地域だと通勤が厳しいから、もう少し地下鉄沿線のグループホームに住むとか、おうちを早めに出てっていう人が多いけど、そういうすぐ18歳になって自立できる人の方が稀なので。大体、最初街中の就労移行に行くとかって言ったけど、朝起きれなくてバス逃したから行かないとか、バスが減便になったんでお母さんが送ってるけど大変だとか、ていうのであんまりこうね土地柄、公共交通機関もそこは要因としてあるんだろうって。でも本当に18歳の壁じゃないですけど、圧倒的に帰ってくる時間は、作業所とかの方が早いので。そこは皆さん非常に困っていますね。どのおうちも。デイだったら17時まで入れたけど、15時に帰ってくるけどどうしようみたいな。

学校卒業後に同居を継続する場合は、より一層勤務時間を柔軟にする必要が出てくる場合が出てくることが分かる。勤務時間を維持するためには、通所サービスが終わってから保護者の仕事が終わるまでの間を任せられるサービスも障害の種類や程度によって限界があることも話された。

G-2　基本的には家族に、まあ、もう高校生ぐらいの年代に入ったタイミングで、保護者には伝えるんですよね。デイサービスがまあ基本17時まで。でかつそこから送迎があって17時半から18時着が可能だけど、通所になるとまあ早ければ16時にはもう家にくる。もう15時に通所終わって16時には家につく、てなると今より2時間は家に早く帰ってくるから、その分まあ、お仕事を続けられるなら、時間調整を職場に早く相談されることを。それでもなお仕事を早くやめられない、もしくはあの時間短縮できない、今の状況を続けなければならないと言われた場合について、えっと身体の障害を持っている方のみサービス調整をなんとかできている。ただ、それも毎日18時19時20時までヘルパー入れるというのは、正直不可能に近い。ということを伝えながら、最後はしています。なので、今は本当に遅くまで支援に入ってるっていうのは身体で障害を持っている方。・・・家族には早い段階で、仕事をどうにかするのをちゃんと伝えるようにしています。まあ、すごく難しくて。・・・親と一緒に住んでるのに、家事援助ってどういうことなのって話になってしまうので、もうその家事援助もつけようがない。あともう1個、日中一時とか、指定とっている事業所はあったとしても、フルに使えるほど日中一時をやっているわけではなく。市内に対応している事業所もそんなに数は多くないので。

通所サービスの形態と保護者の勤務時間とがマッチングせず、それを補えるようなサービスも乏しいということだけでなく、同居を継続していくにあたっては保護者の加齢の課題も出てくる。

F-1　自宅で生活し就労支援事業所や生活介護事業所へ通所するようになって、数年経過すると保護者も年を重ねて、病気なることや、保護者自身の通院や入院等がでてくると家庭での支援自体が困難になっていき、自宅での生活からグループホームや施設入所に切り替えていくことも考えていくことになります。

学校卒業後の行き先の選択肢の地域差について、事業所数が少ないことによる難しさも見られた。芦別市においては就労継続支援B型の事業所はあるが、就労継続支援A型の事業者はなく、そちらを希望する場合はそもそも市外まで出向く必要がある。また就労継続支援B型事業所にしても事業所数は限られているため、その事業所が合わない場合、他の事業所を提案するのも難しくなるという。

F-1　事業所（就労継続支援B型事業所）も少ないので、選択肢の幅を持たせられないです。

いざ合わなかったときにその次が難しくなります。

いざ別の提案できる事業所がより遠方になったり、送迎がなく家庭で手配しないといけないがいい時間帯の公共交通手段がなかったりなどで、いざ駄目となっても次を決めるのも難しい状況があることが確認された。

以上のように、学校卒業後においては行き先としての通所サービスは終了時間が早いことから勤務時間の調整を改めて考える必要が、特に同居を継続する場合においては出てくる家庭もあり、相談支援において対応している様子が確認できた。しかしそれに対応できるようなサービスは十分にあるわけではなく、児童から成人へと移行していく中で別居独立も視野に入れた相談対応がなされていた。通所サービスの所在地によっては、通所のしやすい場所にあるグループホームなどに入居したほうが時間的な余裕を持つことが可能であることが調査からもうかがえた。その意味では学校卒業後に通う事業所がどれほど地域にあるかということが、学校卒業まで育った自宅を出て家族のもとから独立するかどうか考える可能性も高まるのではないだろうか。

加えてヒアリングの中では、トワイライトステイ、ショートステイができる事業所の少なさや利用のしにくくさも指摘されている。こうした一時的な預かりサービスについては学校卒業後に限らず学齢期や乳幼児期も含めて乏しいという指摘も見られた。保護者のレスパイトにおいても重要な支援と位置付けられてきた支援でもある。学校卒業後の児童から成人への移行を経験した保護者にとって、10年以上子どものことを気にかけ続けてきた中で子どもから一時離れ休息するニーズは高まるとも考えられる。また先に示したように保護者の加齢に伴い、入院等の数日間の治療を受ける機会も出てくる可能性を考えると、仕事の都合や保護者のレスパイトに加えて、保護者の健康状態からも一時的な預かりサービスの需要は出てくるとも考えられる。しかし、今回のヒアリングの中では事業所自体が足りないという側面と、利用するためのハードルがあり利用に至らない側面があることが示唆された。先に見た地域生活支援事業の移動支援の利用のしづらさと同様に、制度があっても利用が認められるにはハードルがあることが語りからは分かる。

B-1　短期入所っていうところの支給決定は相当逼迫した理由がないと支給決定、結構難しいかなと思っていて。身体障害のお子さんとかであれば別なんですけど、特に知的発達みたいなところのお子さんだと就学前の年齢であれば、障害があってもなくても親御さんと基本的にはやっていくものだし、特に移動支援なんかは、その年齢に適した外出範囲っていうものがあるから、そこの部分で外出、余暇も含めた外出支援を支給決定するっていうところはちょっと難しいかな、ていうような話だったり、短期入所のお泊りもそうなんですけど、基本的にその年齢が低ければ低いほど指摘されるんですけれど、その年齢で親御さんのとこ以外で寝泊まりすることってありますかとかていうような、ご指摘の中で話題が展開される。そうゆうのであれば支給できませんとか言われることが結構多くて。その辺りは世帯の脆弱さ、ひとり親であればそれこそお仕事の状況だったり、家庭の状況だったり、親御さんのちょっと障害特性のこととか、養育能力のところとか、要対協かかってたりとか、児相、家児相さん噛んでるのであれば、そのあたりからもちょっと役所の方にはお話していただいて、こういった形で有期限でもいいから出してもらえないかとか、そういう交渉をすることは割とあったかなとは思いますね。ただ10年前に比べるとだいぶ柔軟になってきたかなと思いつつ、それでも一定やっぱりそういった要件っていうところは指摘されるので、それで申請しても決定してもらえないとかっていうようなケースはたまにやっぱり今でもあるので、そのときは親御さ

んと同行して、我々も一緒に申請に行って状況を説明するとか、地区担当の人に直でこういう状況だからこういうことで使いたいと思ってたんだよねっていうのを、ちょっと話をしたりとか、ていうようなフォローをするようにはしています。やっぱりなかなかちょっと、まだまだ。

E-1　日帰りであればどうにかなってるんじゃないですかね。その子どもさんで言うと、18歳未満のデイサービスが今すごくいっぱいあるので。預け先という意味ではあるのかな、いっぱい。あと、まあ、その移動支援というヘルパーさんと出かけるっていうのを使うことで、親元を離れる時間を確保するっていう部分としてはあるのかな。だけど、泊まりを伴う預け先っていうのは、もう圧倒的にないですね、お子さんを一晩二晩、ショートステイは、お子さんに関してはもう完全に足りていないと思います。お子さんには限らずですけどね。ショートステイは、どの世代も足りないと思いますけど、

F-1　ちょっと預けたいができないです。短期だったり、日中一時支援が大人の施設しかなくて、大人の中に預けるのはと、家族としては使いづらい部分があって。・・・ヘルパーも高齢者向けしかなくて。・・・登校支援もないです

このように、特に学校卒業後も同居が続くケースにおいては、家族によるケアを頼る部分が多くなり、就労するためにはインフォーマルなサポートを活用することが結果的には求められる状況があることが示唆された。ちなみに同居を辞め、自宅を離れてグループホームに入る場合、障害基礎年金2級の月額をグループホームの利用料に充てて賄うことが可能である。しかし年金の支給は20歳からであり、18歳から20歳については障害年金を当てにすることができない。その点において20歳というタイミングはグループホームに入居する年齢の区切りの一つになっていると考えられる。

5．まとめ

本稿は障害児家族への相談支援を行っている事業者を対象に実施したヒアリング調査の調査結果を、「障害児家族の就労に対する相談支援」「学齢期における相談支援」「学校卒業後の社会移行における相談支援」の3点に整理して示してきた。障害児家族において様々な背景から保護者が働ける状況にない場合、生活保護を受給することで生活を安定させ、子どもの生活環境の整備を行うような働きかけがみられたことや、受給に向けた支援も展開されている事業所もあることが確認できた。一方で福祉サービスの利用料の自己負担は子どものもつ支援ニーズ以外の家計的な条件をそれぞれの家族が考慮しながら、サービスを利用したりしなかったりしている様子があることも確認した。学齢期への移行、学校卒業に伴う社会への移行においては、利用できるサービスの利用時間帯と保護者の勤務時間帯とのずれが乳幼児期に利用できるサービスの状況と比べて大きくなっていく中で、そこを補えるサービスを利用するには様々なハードルが存在していることもヒアリングの中で示されていた。

今回は福祉サービスの利用に関わる相談支援を引き受けている相談支援員へのヒアリングであることから、必要なサービスが整備できているか、利用しやすい形で提供できているかという観点で結果を捉えてきた。しかし、就労とケアの両立という観点でいえば、保護者の就労において勤務時間がより柔軟に対応できること、そのうえで一定の所得を保障することも必要であるということは指摘しておきたい。それでなければ子どもの発達保障において子どもに対して最も身近な関係にある家族が引き受けるケアの時間を確保するという観点が捨象されかねない。ニーズに必要なサービスがないという課題については、特にそのニーズが預かりニーズと関わる場合、サービスの提供体

制を整備することだけでなく、預かりニーズを抑えるような働き方ができるようにすることも必要である。加えて働き方を抑えるためには、子育てにかかる費用を抑えることで求められる所得水準を引き下げる方向性の議論も重要である。今回の調査においても、自己負担額が上限額の場合は所得としては生活保護基準以上だとしても、利用を控える状況があることが示唆されており、所得を増やすこと支出を減らすこと双方から課題を捉えることが重要だといえる。

最後に本調査は障害児家族への相談支援を行っている事業所の相談支援専門員へのヒアリング調査であった。相談支援専門員から語られた提供している支援の状況は、事業所の所在地域の差だけでなく、相談支援専門員ごとの対応しているケースの種類の差も大きいということを感じさせられた。事業所内においても相談支援専門員が入っているシフトによっては、対応する家族の属性に差がある。

C-1　（生活保護の受給は）最初の段階でも多いです。この事業所でも多分､私が特に多くて。まず私がちょっと子どもの関係で時短勤務にしてて、お仕事されてる人だと私 16 時 15 分までの勤務なので会えないですってなると昼間時間のある人を私が持つと、必然的に生活保護の世帯がすごく多いですね。

このことを踏まえると、本調査の結果は各地域において相談支援事業の利用者に提供しているサービスの状況について、地域の特性として理解する際の限界を認識する必要がある。今後さらなる調査結果の考察をしていくにあたり、この点に注意して調査結果を利用することが求められる。

脚注

1　「追加的ケアの必要がある世帯」とは、子どもに障害等の発達上の特性があることで子どものためのケアにおいて考慮しなければいけないことが多いことを指して追加的ケアの必要がある世帯のことを表現している。

2　北海道相談専門員交流会は、北海道を基盤として活動する相談支援専門員が、〈広くは「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」の理解のもと〉、その職務において知識を身に着ける機会となり、専門職としての技術を高めることのできる場となるのはもちろんのこと、相談支援という職務の価値、そこに携わる自らの価値を認め誇ることができる機会を創造することを目的とした団体であり、北海道内の相談支援専門員が所属している組織である。

3　グループインタビューは旭川市にある 4 つの事業所、7 名の相談支援専門員を対象として実施している。今回協力していただいた 4 つの事業所は令和 7 年 1 月より共同体として連携体制を整えている。

4　各地域の人口規模は、令和 2 年国勢調査の結果より、2020 年度の人口は札幌市 1,973,395 人、旭川市 329,306 人、芦別市 12,555 人となっている。15 歳未満人口でみると、札幌市 215,366 人、旭川市 34,691 人、芦別市 845 人となっている。

5　札幌市移動支援事業は、単独での外出が困難な障害者または障害児の保護者が利用することができる移動支援費の支給を受けることができる。原則通学等の通年かつ長期にわたる外出は移動支援事業の対象とはならないが、保護者が就労、職業訓練、障害、傷病、出産等により付き添いができない場合は、家族の状況に応じて移動支援の利用が認められる。

引用文献

広川律子（2012）「障害児のきょうだい問題とその支援」『障害者問題研究』40(3)，162-169.

藤原里佐（2015）「障害児家族の困難と支援の方向性―母親に遍在するケア役割をめぐって」『障害者問題研究』42(4)，250-257.

黒田学・藤本文朗編著（1999）『障害児と家族のノーマライゼーション―滋賀の「障害をもつ子どもたちの生活実態調査」から』群青社

丸山啓史（2011）「障害のある乳幼児を育てる母親の

就労をめぐる問題」『障害者問題研究』39(2), 32-39.
―(2013)「障害児の母親の就労と祖父母による援助」『京都教育大学紀要』122, 87-100.
―(2015)「障害児の放課後等デイサービス事業所における保護者の就労支援の位置づけ」『京都教育大学紀要』127, 77-91.
西村いづみ(2018)「放課後活動利用にみる発達障害児と家族の社会状況」『子ども家庭福祉学』18, 25-41.
小木曽由佳(2014)「知的障害児の母親のワーク・ライフ・バランス―就労継続の分岐点と活用資源」女性労働問題研究会編『女性労働研究』青木書店, 58, 153-168.
田中智子(2012)「きょうだいの立場から照射する障害者のいる家族の生活問題」『障害者問題研究』40(3), 186-194.
―(2015)「子育てとケアの境界―家計構造から見た障害児ケアの困難」『障害者問題研究』(42)4, 266-273.
―(2020)『知的障害者家族の貧困―家族に依存するケア』法律文化社
戸田竜也(2012)「障害児者のきょうだいの生涯発達とその支援」『障害者問題研究』40(3), 170-177.
津止正敏・津村恵子・立田幸代子編著(2004)『障害児の放課後白書―京都障害児放課後・休日実態調査報告』クリエイツかもがわ.

(旭川市立大学短期大学部幼児教育学科)